

## 第10期(令和4年度)事業報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

### I. 外国人留学生募集及び奨学金支給事業

- ① 令和4年3月25日(月)、令和4年度第41回守屋奨学生募集を指定11校に対して実施した。そして、5月9日(月)大学からの応募を締め切った。8校から計13名の推薦を受け、5月13日、選考資料を選考委員に送付した。

令和4年5月20日(金)午後2時より令和4年度守屋奨学生選考委員会を開催した。8校より2名以内の推薦を得て、13名の応募者のうち6名の大学院生を本年度の守屋奨学生として選考した。そして同日開かれた理事会の承認を得て決定した。各大学へは5月27日(金)に採用・不採用の通知を行った。

### ② 主な行事・活動

#### ● 交付会及び奨学生との文化交流

年	月	日	行事	場所	趣旨
令和4	4	8	・第40回生4～6月分		大学より支給
"	6	14	・第1回交付会、41回生4～6月分 ・コロナ禍のため歓迎会は規模を縮小し、コーヒーとケーキの茶話会にし、お弁当は持ち帰りにした。	如水会館	理事長より支給
"	7	8	・40、41回生7～9月分		大学より支給
"	10	14	・第2回交付会、10～12月分 ・コロナ禍のため懇親会は茶話会とし、お弁当は持ち帰りにした。	帝国書院	理事長より支給
令和5	1	25	・第3回交付会、1～3月分 ・コロナ禍のため懇親会は茶話会とし、お弁当は持ち帰りにした。	帝国書院	理事長より支給
"	3	1	・終了記念会 ・第40回生守屋奨学生証書の授与 ・新型コロナ対策のため、懇親会は規模を縮小して茶話会にし、お弁当は持ち帰りにした。	如水会館	終了生に守屋奨学生証書授与

#### ● 異文化理解・国際交流をはかる活動

##### 異文化理解をはかる活動

4	4		研修旅行	コロナ禍のため中止	地方のフィールドワーク
"	5	11	大相撲五月場所観戦	国技館	日本の伝統文化体験
"	8		神保町3丁目縁日	コロナ禍のため中止	日本の伝統文化体験
"	9	14	大相撲九月場所観戦	国技館	日本の伝統文化体験
"	9	28	オンライン留学背を囲む会(講師:シヨロン)	帝国書院・吉祥女子中学高等学校	帝国書院社員と交流
"	11	5	守屋奨学生・吉祥女子中学高等学校オンライン交流会(講師:林子涵)	帝国書院	吉祥女子中学高等学校と交流
5	1	13	大相撲初場所観戦	国技館	日本の伝統文化体験

日本の教育の理解を深める活動・学習支援活動

4	9	10	・41 回生、中学校地区・社会科教科書読後レポート提出	日本の教育理解
5	3	31	・40 回生、41 回生学習報告書提出	研究成果報告、学習支援

帝国書院発行物へ原稿執筆による自国の情報の発信

年	月	書名・題名	採用年	執筆者
4	7	階 No. 47 「台湾における教育」	第 40 回生	林子涵(台湾)
"	12	階 No. 48 「首都北京における教育事情」	第 41 回生	王喬丹(中国)

●OB 会との交流

4 月お花見会、6 月劉宇毅さんの焼いたパンを賞味する会、12 月忘年会いずれもコロナ禍のため中止。

II. 学術・文化交流助成事業

令和 4 年度は、応募のあった下記の団体に対して助成を行った。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構東京日本語教育センターの 2 名の生徒に対し、令和 4 年度の奨学金として各 240,000 円を実施した。コロナ禍のためオンラインで交付会を実施。
- ② 第 10 回倉敷市守屋奨学生として新たに倉敷芸術科学大学大学院の留学生 1 名を加え 2 名に対し、令和 4 年度の奨学金として各 240,000 円を実施した。交付会はコロナ禍のため、財団・倉敷市・倉敷芸術科学大学をオンラインで結び実施した。

III. 会議等

① 理事会・評議員会

・第 10 期(令和 4 年度)5 月定期理事会

- (1) 第 9 期(令和 3 年度)事業報告及び決算報告等に関する承認について
- (2) 令和 4 年度守屋奨学生選考結果の報告並びに承認につて

・第 10 期(令和 4 年度)6 月定期評議員会

- (1) 第 9 期(令和 3 年度)事業報告・決算報告等に関する承認について
- (2) 令和 4 年度守屋奨学生選考結果の報告について

②その他会議

留学生奨学団体相互の連携及び関係機関との協力を図るために設立された「留学生奨学団体連絡協議会 JISSA」(公益財団法人等 59 団体が加盟)の第 42 回総会、分科会・賀詞交換会すべてコロナ禍のため中止された。

附属明細書

事業における重要な事項は令和 4 年度事業報告に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は、特にないため、当年度の附属明細書は作成しない。